

政令第三百九十五号

教育基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第四十七号までを二号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第五条第四項及び第十五条第二項

第二十二條第一項中第四十九号を第四十八号とし、第五十号を削り、第五十一号を第四十九号とし、第

五十二号から第六十三号までを二号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十五条第二項

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十五条第二項

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(医療法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

2 医療法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第二十二條第一項第四十九号」を「第二十二條第一項第四十八号」に改める。

教育基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令新旧対照表 目次

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）〔第一条関係〕	1
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）〔第二条関係〕	6
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）〔第三条関係〕	8
○医療法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十一号）〔附則第二項関係〕	10

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（略）</p> <p>三 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（略）</p> <p>（削除）</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）（略）</p> <p>六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（略）</p> <p>七 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（略）</p> <p>八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（略）</p> <p>九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</p> <p>十 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）（略）</p> <p>十一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（略）</p> <p>二 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）<u>第四条第二項及び第九条第二項</u></p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（略）</p> <p>四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（略）</p> <p>五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（略）</p> <p>六 削除</p> <p>七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）（略）</p> <p>八 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（略）</p> <p>九 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（略）</p> <p>十 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（略）</p> <p>十一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</p> <p>十二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）（略）</p> <p>十三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（略）</p>

- 十二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）
- 十三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（略）
- 十四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）
- 十五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（略）
- 十六 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）
- 十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）（略）
- 十八 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）（略）
- 十九 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（略）
- 二十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）
- 二十一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（略）
- 二十二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）（略）
- 二十三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（略）
- 二十四 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）（略）
- 二十五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（略）
- 二十六 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）（略）
- 二十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）
- 二十八 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（略）
- 二十九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（略）

- 十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）
- 十五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（略）
- 十六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）
- 十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（略）
- 十八 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）
- 十九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）（略）
- 二十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）（略）
- 二十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（略）
- 二十二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）
- 二十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（略）
- 二十四 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）（略）
- 二十五 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（略）
- 二十六 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）（略）
- 二十七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（略）
- 二十八 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）（略）
- 二十九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）
- 三十 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（略）
- 三十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（略）

- 三十 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）
- 三十一 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（略）
- 三十二 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（略）
- 三十三 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（略）
- 三十四 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（略）
- 三十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（略）
- 三十六 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（略）
- 三十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（略）
- 三十八 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（略）
- 三十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）
- 四十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）（略）
- 四十一 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（略）
- 四十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）

- 三十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）
- 三十三 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（略）
- 三十四 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）（略）
- 三十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（略）
- 三十六 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（略）
- 三十七 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（略）
- 三十八 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（略）
- 三十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（略）
- 四十 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（略）
- 四十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）
- 四十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）（略）
- 四十三 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（略）
- 四十四 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）

略)

四十三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)(略)

四十四 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(略)

四十五 景観法(平成十六年法律第百十号)(略)

四十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(略)

四十七 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第五条第四項及び第十五条第二項

略)

四十八 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条、第三、三、条第一項及び第四条の五

(削除)

四十九 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)

(略)

五十 保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)

(略)

五十一 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)(略)

五十二 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)

(略)

五十三 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)(略)

略)

五十四 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二

略)

四十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)(略)

四十六 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(略)

四十七 景観法(平成十六年法律第百十号)(略)

四十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(略)

(新設)

四十九 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条、第

三、条第一項及び第四条の五

五十 削除

五十一 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)

(略)

五十二 保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)

(略)

五十三 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)(略)

五十四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)

(略)

五十五 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)(略)

略)

五十六 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二

十七号) (略)

五十五 視能訓練士法施行令 (昭和四十六年政令第二百四十六号) (略)

)

五十六 歯科衛生士法施行令 (平成三年政令第二百二十六号) (略)

五十七 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施

行令 (平成四年政令第三百一号) (略)

五十八 柔道整復師法施行令 (平成四年政令第三百二号) (略)

五十九 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令 (平成四年政令

第三百四十五号) (略)

六十 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 (平成七年政令

第二十六号) (略)

六十一 景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) (略)

2・3 (略)

十七号) (略)

五十七 視能訓練士法施行令 (昭和四十六年政令第二百四十六号) (略)

)

五十八 歯科衛生士法施行令 (平成三年政令第二百二十六号) (略)

五十九 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施

行令 (平成四年政令第三百一号) (略)

六十 柔道整復師法施行令 (平成四年政令第三百二号) (略)

六十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令 (平成四年政令

第三百四十五号) (略)

六十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 (平成七年政

令第二十六号) (略)

六十三 景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) (略)

2・3 (略)

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一  建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（略）</li> <li>二  港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</li> <li>三  土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）</li> <li>四  麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）</li> <li>五  海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）</li> <li>六  銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（略）</li> <li>七  地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）</li> <li>八  下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（略）</li> <li>九  宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）（略）</li> <li>十  河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（略）</li> <li>十一  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（略）</li> <li>十二  急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）</li> <li>十三  都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）</li> </ul>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一  教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項</li> <li>二  建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（略）</li> <li>三  港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</li> <li>四  土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）</li> <li>五  麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）</li> <li>六  海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）</li> <li>七  銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（略）</li> <li>八  地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）</li> <li>九  下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（略）</li> <li>十  宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）（略）</li> <li>十一  河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（略）</li> <li>十二  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（略）</li> <li>十三  急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）</li> <li>十四  都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）</li> </ul>

<p>2 (略)</p> <p>十四 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（略）</p> <p>十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（略）</p> <p>十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（略）</p> <p>十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）</p> <p>十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（略）</p> <p>十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）</p> <p>二十 景観法（平成十六年法律第一百号）（略）</p> <p>二十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（略）</p> <p>二十二 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十五条第二項</p> <p>二十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（略）</p>	<p>2 (略)</p> <p>十五 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（略）</p> <p>十六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（略）</p> <p>十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（略）</p> <p>十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）</p> <p>十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）（略）</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）</p> <p>二十一 景観法（平成十六年法律第一百号）（略）</p> <p>二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（略）</p> <p>(新設)</p> <p>二十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第二十一号及び第二十三号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>（削除）</p> <p>一  大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）（略）</p> <p>二  医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（略）</p> <p>三  漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（略）</p> <p>四  港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</p> <p>五  土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）</p> <p>六  覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（略）</p> <p>七  麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）</p> <p>八  海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）</p> <p>九  水道法（昭和三十三年法律第七十七号）（略）</p> <p>十  地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第二十一号及び第二十三号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一  <u>教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）</u> 第九条第二項</p> <p>二  大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）（略）</p> <p>三  医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（略）</p> <p>四  漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（略）</p> <p>五  港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（略）</p> <p>六  土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（略）</p> <p>七  覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（略）</p> <p>八  麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（略）</p> <p>九  海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（略）</p> <p>十  水道法（昭和三十三年法律第七十七号）（略）</p> <p>十一  地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（略）</p>

- 十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（略）
  - 十二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（略）
  - 十三 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（略）
  - 十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）
  - 十五 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）
  - 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）
  - 十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（略）
  - 十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）
  - 十九 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（略）
  - 二十 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（略）
  - 二十一 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十五条第二項
  - 二十二 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（略）
  - 二十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（略）
- 255（略）

- 十二 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（略）
  - 十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（略）
  - 十四 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（略）
  - 十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（略）
  - 十六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（略）
  - 十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（略）
  - 十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（略）
  - 十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（略）
  - 二十 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（略）
  - 二十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（略）
  - （新設）
  - 二十二 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（略）
  - 二十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（略）
- 255（略）

○医療法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十一号）〔附則第二項関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前													
<p>附則 （国立大学法人法施行令の一部改正） 第四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項第四十八号中「第三條第一項」を「第三條」に改め</p> <p>、同条第二項の表中</p>		<p>附則 （国立大学法人法施行令の一部改正） 第四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項第四十九号中「第三條第一項」を「第三條」に改め</p> <p>、同条第二項の表中</p>													
<table border="1"> <tr> <td>診療所又開設者で学法人</td> <td>の開設者 大学法人</td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所の開設者である国立大学</td> </tr> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法</td> </tr> </table>	診療所又開設者で学法人	の開設者 大学法人	医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学	医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法	<table border="1"> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所である国立</td> </tr> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所である国立</td> </tr> </table>	医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該診療所である国立	医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所である国立
診療所又開設者で学法人	の開設者 大学法人														
医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学													
医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法													
医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該診療所である国立													
医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所である国立													
<table border="1"> <tr> <td>診療所又開設者で学法人</td> <td>の開設者 大学法人</td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所の開設者である国立大学</td> </tr> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法</td> </tr> </table>	診療所又開設者で学法人	の開設者 大学法人	医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学	医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法	<table border="1"> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所である国立</td> </tr> <tr> <td>医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項</td> <td>主務大臣</td> <td>当該診療所である国立</td> </tr> </table>	医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該診療所である国立	医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所である国立
診療所又開設者で学法人	の開設者 大学法人														
医療法施行令第四条の五の表第三条の二の項及び第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学													
医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該病院、診療は助産所の開設者である国立大学法													
医療法施行令第四条の五の表第四条第一項の項	主務大臣	当該診療所である国立													
医療法施行令第四条の五の表第四条第二項の項	主務大臣	当該診療所である国立													

人 者 で	所 又
-------------	--------

法 人	設 者
--------	--------

に改める。

人 者 で	所 又
-------------	--------

法 人	設 者
--------	--------

に改める。